

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：亀山市（市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、消防部局、水道事業、病院事業）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.1%
全職員	57.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	90.0%
課長相当職	97.2%
課長補佐相当職	95.3%
係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.1%
31～35年	95.2%
26～30年	97.5%
21～25年	92.4%
16～20年	85.3%
11～15年	93.6%
6～10年	100.2%
1～5年	86.8%

【説明欄】

男女の給与の差異は、女性の平均年間給与額を男性の平均年間給与額で除して、割合を算出しており、「1. 全職員に係る情報」のうち、「全職員」の区分で、他の区分より大きな差が生じています。

これは、当該年度における年間給与総額を男女別にそれぞれの職員数で除して算出していること及び任期の定めのない常勤職員以外の職員の短時間勤務（30時間未満/週）職員の女性は全女性職員37.5%を占めているのに対し、男性では全男性職員のうち15.7%であることが原因です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。